

## 1. 目的

図書館は「知」の集積の場であり提供の場でもある。くにたち図書館は開館から40年以上を経過し、収容能力をはるかに超えた資料を保有する状況となっている。世界の裏側で起きる事柄が、庶民の生活に影響を与えかねない現代社会では、日々生産される情報の入手と提供が求められるが、同時に「過去」の情報をも求められるのが図書館である。

これら双方向の資料要求に対応していくため、有限な書架スペースの適正管理を目的とし除籍基準を定める。

## 2. 前提要件

所在不明資料に関する処理は、国立図書館資料管理規則第10条に基づく処理とする。

## 3. 資料全体に係る除籍要件について

- ① 破損、汚損資料
- ② 改訂・改版・新版等の刊行により情報が古くなった資料。
- ③ 複本（同一の資料）が多数あり、利用頻度が落ちた資料
- ④ 利用要求が著しく少なく、且つ類書が複数あり、将来にわたって長く保存する必要のない資料で発行後相当年を経過した資料。
- ⑤ 学問の進歩や技術革新等で記述内容がすでに資料的価値を失った資料。
- ⑥ 各分野において古典とされる本を除籍する際には、代替資料の存在を前提とする。

## 4. 部門別除籍基準

### 4. 1 一般書（以下、日本十進分類法に準拠）

#### （0 総記）

- ① 著作権、出版、逐次刊行物、ジャーナリズム、新聞等の状況や動向を紹介または解説したもので、時間の経過により内容が古くなり資料的価値を失ったものは除籍できる。
- ② 年鑑については、別に保存年限を定める。
- ③ 日用便覧、博物館ガイドブックは、類書があり代用が可能なものは除籍できる。

#### （1 哲学）

- ① 安丸良夫（歴史学・宗教思想史）、小阪修平、長谷川宏の著作が除籍対象となったときは地域資料担当と協議を行う。

安丸良夫・小阪修平（国立市民） 長谷川宏（市内の哲学講座担当）

- ②宗教については、除籍の際に特定のものに偏らないよう注意する。
- ③心理学は、学問の進歩により資料的価値を失ったものは除籍できる。
- ④心理学の簡易な読み物、心霊研究、易占、人生訓は、古くて利用が少ないものは除籍できる。
- ⑤姓名判断、神社・寺院・巡礼のガイドブックは、類書があり代用が可能なものは除籍できる。

## (2 歴史)

- ① 歴史書には様々な学説や歴史観のものがあるため、特定のものだけを除籍することがないように留意する。
- ②出版されることが少ない国、地域の歴史は希少であり除籍の際は注意する。
- ③戦争・平和（特に第二次世界大戦前後）関連は図書館が昔から力を入れてきた分野であり、市の平和事業の際には資料提供しているため、原則除籍しない。（319.8も同様） 国立市について記述のあるものは地域資料に移管する
- ④ガイドブックは原則3年分（3冊）を過ぎたら除籍対象とする。

## (3 社会科学)

- ①社会科学には様々な学説や観点から書かれたものがあるため、特定のものだけを除籍することがないように留意する。
- ②各国事情、政治、外交、経済、経営、金融、財政、社会、教育、軍事等の状況や動向を紹介または解説したもので、時間の経過により内容が古くなったものは除籍できる。
- ③法関係の資料で旧法との比較研究等に役立つ資料は、除籍の際注意する。
- ④民俗学については古くても類書がないものは残す。
- ⑤国旗国歌問題を扱った資料が除籍対象となったときは、地域資料担当者に協議する。

## (4 自然科学)

- ①科学の進歩により、資料的価値を失ったものは除籍できる。
- ②科学全般、数学等の個々の学問、医学の状況や動向を紹介または解説したもので、時間の経過により内容が古くなったものは除籍できる。
- ③天体望遠鏡の作り方、天気予報の実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。
- ④飼育法、水族館や動物園のガイドブック等の実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。
- ⑤医学の実用書（一般的な病気の症状・治療法・健康法・医薬品等）は、類書があり代用が可能なものは除籍目安を5年とする。
- ⑥医学の簡易な読み物（闘病記等）で、古くて利用が少ないものは除籍できる。

## (5 技術)

- ①技術の進歩により、資料的価値を失ったものは除籍できる。
- ②工業、エネルギー、土木、公害、建築、鉄道、電気、鉱業等の状況や動向を紹介または解説したもので、時間の経過により内容が古くなったものは除籍できる。
- ③特許・発明の実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。
- ④住宅建築について書かれた簡易な読み物は、比較的新しいものでも利用の少ないものは除籍できる。
- ⑤住宅建築について書かれた実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。
- ⑥模型工作、自動車やバイクの整備、免許の取り方の実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。
- ⑦コンピュータの実用書類で、時間の経過により技術内容が時代にそぐわなくなったものは除籍できる。
- ⑧ソフトウェア、オペレーティングシステムについての実用書は、各バージョンによる操作方法の違いを考慮に入れ、最新バージョン稼働から3年以内の旧バージョンについては保存する。
- ⑨家事・育児等の実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。

#### (6 産業)

- ①産業全般、農業、園芸、林業、水産業、商業、貿易、交通、観光、通信、放送等の状況や動向を紹介または解説したもので、時間の経過により内容が古くなったものは除籍できる。
- ②園芸、造園、飼育法の実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。
- ③商業作文・商業経営、広告（チラシ・ポスターの作成等）の実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。

#### (7 芸術)

- ①美術、写真、工芸、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽等に関する簡易な読み物で、古くて利用の少ないものは除籍できる。
- ②各分野の技法書、技術書（彫刻・絵画・版画・写真・工芸・音楽・奇術・スポーツ・茶道・花道・囲碁・将棋・ゲーム・ダンス等）は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。
- ③各分野の実用書（美術館ガイドブック・イラスト集・ハイキングやゴルフ場などのガイドブック・パズル・クイズ等）は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。

#### (8 言語)

- ①翻訳法・解釈法、研究・指導法、言語教育、演説法・話し方・会議法・速記・タイピング、各言語の作文、会話は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。
- ②出版されることが少ない地域の言語については、除籍しない。ただし利用の著しく少ないもので、都立図書館等に所蔵があるときはこの限りでない。

#### (9 文学)

- ① 個人全集、作品集は、新版入れ替え以外は原則として除籍しない。
- ②判型の異なるものがある場合は、複本とみなして除籍を行う。除籍の際は消耗度の激しいものを除籍する。
- ③外国文学は英米文学にかたよらないよう、他の地域の作品(特にアジア地域の作品)に留意して除籍を行う。

#### 4. 2 地域資料

- (ア) 原則として除籍しない。
- (イ) 汚破損資料であっても、再入手不可能な資料は除籍しない。
- (ウ) その他個別条件は別に定める

#### 4. 3 児童書(図書・紙芝居等)

- ①主な児童関連受賞作について、当面、絶版のものについては受賞作の最後1冊を保存する。
- ②大型絵本・ミニ版などの絵本、および文庫版・新書版等同一本で判型の異なるものは、原則として単行本を優先的に保存する。ただし、絶版等で、補充ができないものはこの限りでない。

#### 4. 4 大活字本

時間の経過により利用頻度の低下したものは、除籍できる。

#### 4. 5 外国語資料(洋書)

時間の経過により利用頻度が低下したものは除籍できる。

#### 4. 6 雑誌・新聞

保存年限を経過した雑誌・新聞は除籍できる。保存年限については、別に定める。

#### 4. 7 視聴覚資料(CD・カセット)

- (1) 一定の年数を経過し、利用頻度が低下したものは除籍できる。
  - (2) 再生機器の生産が中止され相当期間(約6年)が経過した場合は除籍できる。
- (カセットテープ)

- ①音とびや雑音が著しく再生できないものは除籍できる。
- ②テープのよれなど劣化が認められるものは除籍できる。

#### (CD)

- ①音とびや雑音が著しく再生できないものは除籍できる。

#### 4. 8 障害者用資料

- (1) 録音図書(カセット・デイジー等)

- ①録音状態が極めて悪く、再生が困難なものは除籍できる。
- ②音訳が不正確と認められたものは、除籍できる。
- ③破損などの理由により、再生が不可能なマスターテープは除籍できる。
- ④一部が欠けたため、資料的価値の認められないものは除籍できる。
- ⑤法律の改正、各種資格試験の改訂、学説の変更などにより、資料的価値が減じたものは除籍できる。

## (2) 点字図書

- ①点訳が不正確と認められたものは、除籍できる。
- ②点字が極端に摩滅し、触読困難と認められたものは除籍できる。
- ③法律の改正、各種資格試験の改訂、学説の変更などにより、資料的価値が減じたものは除籍できる。
- ④利用の可能性が低下した資料で、データでの保存が可能なものは除籍できる。

## 5 除籍の手続き等

- ① 図書館システム内で管理する各資料の状態表示は「除籍」とする。
- ②汚・破損以外の資料で、リサイクル利用が見込めるものは、学校・保育園等の団体や、個人利用者に対し、無償で提供することができる。
- ③視聴覚資料・しょうがいしゃ用録音資料等は、著作権法に基づき慎重にとりあつかう。